

次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

MMC テクニカルサービス株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和 12年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：男性社員の育児休暇取得63%を2024年度女性社員育児休業100%に近づける。

<対策>

- 令和 7年 4月～ 制度改正(子の看護休暇の見直し)※休業の取得事由の拡大
- 令和 7年 6月～ 育児休暇取得率状況の公表及び周知の実施  
育児休暇・休業制度の周知を行う  
育児休暇・休業取得状況に関するアンケートの取組みの実施

目標2：社員一人あたりの年間有給取得日数を18日以上とし、推進活動を実施する

<対策>

- 令和 7年 4月～ 有給休暇取得奨励日の推奨活動を強化する
- 令和 7年 9月～ 月ごとの取得状況を確認し、有給取得のフォローを進める  
年間の有給休暇取得計画を作成・運用を活用し、有給取得促進に繋げて頂く取組み